

「新規商業貿易企業の増値税税込管理つ いての問題に関する補充通知」

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

新商業貿易企業の増値税徴収管理が一部緩和されました

12月1日付けで国家税務総局から「新設商業貿易企業の増値税徴収管理強化の関連問題に関する補充通知」(国税発明電04-62号)が公布され、今年7月に公布された「緊急通知」では、新設商業貿易企業のうち小型商業貿易企業については、増値税の取扱いを年間売上額が180万元に達するまでは小規模納税者として取扱うとされていたものが、この「補充通知」では、小型商業貿易企業であっても一定の条件を満たせば設立当初から増値税の一般納税者となることが可能となりました。

国家税務総局 新規商業貿易企業の増値税徴収管理についての問題に関する補充通知 国税発明電[2004]62号

2004-12-01 国家税務総局

各省、自治区、直轄市、計画単列市国家税務局：

『国家税務総局の新規商業貿易企業の増値税徴収管理強化に関する問題の緊急通知』(国税発明電[2004]37号、以下『緊急通知』と称する)を公布後、各級税務機関はきちんと徹底して執行し、明らかな効果を得ている。同時に、各地のいくつかの問題も反映し、更に進んだ新規商業貿易企業の一歩納税人認定と増値税管理作業を行うため、ここに補充通知を以下のように公布する。

一、『緊急通知』第一条第(一)項で称する新規小型商業貿易企業とは、新規小型商業貿易卸売り企業を指す。未だに正常経営を行っていない新規小型商業貿易卸売り企業によるその一般納税人の資格は、一般状況において、一定時間の実際経営を通してはじめて審査認定することができる。但し、一定の経営規模を有する、固定した経営場所を持つ、相応の経営管理者がいる、物品の仕入れ販売契約或は書面意向を有する、明確な物品の仕入れ販売ルートを持つ(物品供給企業証明)、予測年間販売額が180万元以上の新規商業貿易企業は、主管税務機関の審査を通して、一般納税人として認定することが許され、助言期間一般納税人管理を実行する。

一般納税人資格の認定を申請する新規小型商業貿易卸売り企業に対し、主管税務機関は『緊急通知』と本通知の要求に厳格に従い書類審査、法定代表人との面談や実地調査作業を行わなければならない。条件の合致しない新規商業貿易卸売り企業に対しては、増値税一般納税人として認定してはならない。一般納税人と認定し、發票(インボイス)を販売後一ヶ月以内は、税務機関が企業経営と發票使用状況について実地検査を行い、サービスを提供し、追跡管理を行う。

二、新規小型商業貿易卸売り企業中、物品の輸出貿易に従事するのみで、専用發票を使用する必要のない企業が(以下、輸出企業と称する)、輸出払戻し税の問題を解決するため一般納税人資格の認定申請を提出する場合、主管税務機関を通して書類審査、法定代表人面談と実地調査を行い、企業設立の関係規定に合致し、且つ仕入れ販売契約或は書面意向を有する、明確な物品販売ルート(物品供給企業証明)をもつ場合、予めその増値税一般納税人資格を与えることができるが、増値税偽造防止税金統制発行システムと増値税専用發票を販売しない。以後企業は、輸入業務或は内部貿易業務要求に従って経営し専用發票を使用する必要がある場合、新たに申請しなければならず、主管税務機関によって審査批准後、関係規定に従って手続きを行う。

輸出企業は一般納税人資格を申請認定するとき、税務機関管理部門は関係批准文書の中に専用發票を販売しないと注記する必要があり、認定状況を直ちに輸出入税徴収管理部門に提出する。輸出入税徴収管理部門は、関係規定に基づき予め輸出払戻し税の審査手続きを行う。

三、『緊急通知』第一条第(二)項の全てで称する登記資金が500万元以上で、従業員が50人以上の新規大中型商業貿易企業は、一般納税人資格認定の申請を提出し、主管税務機関の書類審査、法定代表人面談、実地調査を通して、規定条件に合致すると認められた場合、直接、一般納税人として認定することができ、助言期間一般納税人管理を実行しない。

四、すでに増値税一般納税人として認定された新規商業貿易小売企業は、認定後はじめの一ヶ月以内において、購入受領した専用の發票数量が営業需要を満足することができず、再度受領する必要があるとき、税務機関は二回目の専用發票を販売する前、その実地調査を行い、当該企業が実物の物品を有するかどうか、実際に物品の小売業務に従事しているかどうかの事実を確かめる。物品の小売業務に従事していない場合は、一般納税人の資格を取消さなければならない。

五、新規工業企業の増値税一般納税人の認定については、主管税務機関が直ちに納税人の実地調査を組織し、必要な工場、機器設備、生産人員を保有しているかどうか、一般納税人財務計算条件を有

するかどうかの事実を確かめる。現場調査を通して、関連条件に合致しているとき、すぐに認定される。条件に合致しない場合は、認定してはならない。不法による偽造賃借工業企業名で増値税一般納税人の資格を騙し取ることを防止する。

- 六、 2004年6月30日以前に税務登記を行い正常に経営する小規模納税人の商業貿易企業は、その実際の納税状況に基づき計算する年間販売額が実際180万元に達した後、主管税務機関の審査批准を通して、直接、一般納税人として認定することができ、助言期間一般納税人管理を実行しない。
- 七、 助言期間一般納税人は増値税専用發票を購入追加する必要がある場合、予め税金を上納しなければならない。納税人はすでに購入受領し、発行した正数の専用發票上に注記する販売額は4%の徴集率に基づき計算し、主管税務機関に予め税金を納め、同時に購入受領された、且つすでに発行された専用發票は目録に自己記入し(フォームは付属一を参照する)、同時に発行された専用發票の記帳つづりのコピーを併せて税務機関に提出し審査批准する。主管税務機関は納税人が提出する専用發票目録と専用發票記帳つづりを照合し、且つ企業がすでに上納した予納税金を確認した後、当該者に引き続き發票の購入受領を許可することができる。
助言期間一般納税人に發票を販売するとき、必ず以下の公式に従って今回の發票数量を販売する。今回の發票販売数量 = 裁定時の發票購入量 - 今回の發票購入申請時の發票残高数量。
- 八、 納税助言期間管理に入る新規小型商業貿易企業は、現臨時一般納税人管理を実行してはならない。
- 九、 助言期間一般納税人の増値税偽造防止税金統制発行システムの最高發票発行限度額は、原則上一万元を超えてはならず、發票発行限度額が実際の経営需要を満足できない場合、主管税務機関は納税人の実際経営需要に基づき、審査批准を通して、現行規定に基づきその増値税偽造防止税金統制発行システムの最高發票発行限度額と数量を審査批准する。
- 十、 主管税務機関は一般納税人資格を申請する新規企業を面談或は実地調査を行う前、適時に納税人に通知し、面談或は実地調査過程において、税務機関は事実に基づき面談や実地調査の内容及び関連状況を書面記録し、審査批准の保存記録に加えなければならない。
- 十一、 税務機関は、新規商業貿易企業に要求する統一規定に基づく関連資料を申請するほか、本地区の実際状況と合わせて新規商業貿易企業の増値税一般納税人資格の申請に必要なその他の資料の提出を確定する。
- 十二、 統制失効發票の電子データは毎日提出し、統制失効發票と認証發票の両方は9月末にすでに全国の部署で比較作業を行った。
逃亡ユーザーのデータ報告作業は、各省級単位がブラウザ(IE6.0及びそれ以上のバージョン)を通して総局ウェブサイト(ウェブアドレス:HTTP://130.9.1.116/zthgl/login.asp)に逃亡ユーザーのデータ報告システムを登録しているので確認することができる。各省級単位のユーザー名及び初回パスワードは総局技術支援ウェブサイト(HTTP://130.9.1.248)上にあり、各地はパスワードを取得後すぐにシステムに登録し、初回パスワードの変更は自己の作業用パスワードとして適切に保存する。各地は使用過程において検索システムが提供する使用ヘルプを注意する。
- 十三、 『緊急通知』の関係規定と偽造防止税金統制システム、税収管理ソフトウェアの相互関係に関する問題の解決案は、『偽造防止税金統制システム、相互税収管理ソフトウェア操作フロー』(付属二)を詳しく参照する。

付属二：

偽造防止税金統制システム、総合税収管理ソフトウェアの操作フロー

一、偽造防止税金統制システム

(一) 小型商業貿易企業に対し、その増値税偽造防止税金統制発票発行システムの最高発票発行限度額は一万元を超えてはならず、毎回販売発行する専用発票数は25部を超えてはならない。

当該企業が使用する偽造防止税金統制システム発票発行用金税カードとICカードのみ発行する必要がある場合、発行情報の設定において、その「発票発行限度額」を「一万元」と設定し、「月度発票購入限度量」を裁定する当該企業の毎回の発票購入限度量(最大「25」部、以下裁定数量と称する)と設定することができる。

操作フロー：

- 1、システム管理中の「一般納税人保管書類管理/企業発行情報管理」メニュー中に企業の発行情報を設定し、そのうち「発行限度額」は「一万元」、と設定し、「月度発票購入限度量」は裁定数量を設定する。
- 2、企業発行サブシステム中の「企業発行/初回発行」メニューを通して、企業の発票発行金税カードとICカードを発行することができる。

(二) 商業貿易企業に対し、毎回発行する専用発票数量は25部を超えてはならず、購入受領した25部の発票をすでに使い終わった場合、次のとおり再度発票を購入受領する。

当該企業の発票裁定数量が25部と仮定すると、再度購入する場合「月度発票購入限度量」だけ変更する必要があり、変更ごとに一回、現有の数量を基礎として25部を再増加することができる。

操作フロー：

- 1、システム管理の「一般納税人保管書類管理/企業発行情報管理」メニューにおいて、月度発票購入限度量は「現数量 + 25」と設定することができる。
- 2、企業が発行するサブシステム中の「企業発行/変更発行/変更納税人発行情報」操作を通して変更済みの月度発票購入限度量を発行システムのデータ庫に記入する。
- 3、発票販売システム中、当該企業に25部の発票を再販売することができる。

(三) 先月の発票使用量を審査認定して今月の販売数量を確定し、偽造防止税金統制関連メニューを通して当該企業が先月使用していない発票の残りを検索し今月の発票数量に加え、今回、企業に販売しなければならない発票数量を計算する。

操作フロー

- 1、企業はまず当月の関税申告の操作を行わなければならない。
- 2、発票発行販売サブシステム中の「検索統計/企業発票受領月度報告表/報告表形成」メニューを通して、当該企業の企業発票受領月度報告表を形成する。
- 3、発票販売発行サブシステム中の「検索統計/企業発票受領月度報告表/報告表リサーチ」メニューを通して、企業の「期末残高」を調べることができ、即ちこれは未使用の発票数量である。
- 4、当該企業の裁定数量を使って「期末残高」の数量を減らし、即ちこれは今回最大の販売発行数量である。

(四) 毎月、増値税納税申請期間終了後の翌日、税収管理部門は関税申告を行っていない企業を見つけ出す。

関税申告システムの「未関税申告企業検索」を通して関税申告を行っていない企業を検索することができる。

操作フロー：

関税申告サブシステム中の「検索統計/未関税申告企業検索」メニューを通して関税申告を行っていない企業明細を検索することができる。

二、総合税収管理ソフトウェア

(一) 新規商業貿易企業の一般納税人について分類管理を実行する。

税務機関は「増値税一般納税人申請認定」標準を使用して一般納税人の認定申請を受理するとき、税務人員によって納税人が提供する相応の資料に基づきそれが小型商業貿易企業に属するか、大型商業貿易企業に属するか、また、助言期間一般納税人の要求に合致するか、正式一般納税人の条件に合致するかを判断し、それを一般納税人として認定することに同意するかどうか確定し、且つ、助言期間一般納税人となるか、正式な一般納税人となるかを明確に認定する。最終的に、認定結果を総合税収管理ソフトウェアの中に記録する。助言期間が終了し、正式な一般納税人の条件を満たす場合で、「増値税一般納税人申請認定」標準に通った納税人を正式一般納税人に認定する。

(二) 助言期間一般納税人の発票管理

- 1、発票の票種の裁定リンク：税務員は助言期間一般納税人の票種を裁定するとき、記入した申請批准文書に基づき、以下の原則に従って票種の裁定を行う。即ち、納税人の発票所持最高数量は25部であり、毎回発票購入最高数量は25部である。
- 2、発票販売発行リンク：毎月第一回目の助言期間一般納税人に対し増値税専用発票を販売発行するとき、納税人に先月の発票使用状況の提出を要求して、先月の使用状況に基づき当分の専用発票部数を確定し、先月未使用の専用発票が存在しない場合、今回発行する最高部数と先月を同数とし、未使用の専用発票が存在する場合、最高部数は票種裁定時に確定した毎回の最高発票購入量と未使用発票の差額とする。当月の専用発票販売発行が一回目ではない場合、納税人は前回購入した専用発票の使用状況、及び専用発票販売額の4%の予備納税完了証明を提供し、納税人の提供する資料に基づき納税人に当月の発票購入追加を許可するかどうか確定する。且つ、当該納税人が当月二回目の専用発票を購入するとき、納税人はまず発票旧状況を検査することを要求し(納税人の専用発票使用状況に基づき結果を記録し、このようにすることによって納税人の所持する発票部数が票種裁定での納税人の所持する発票最高数量を超えないようにコントロールすることができる)。

(三) 一般納税人への移行批准及び管理

納税助言期間が6ヶ月に達する一般納税人については、納税人は税務機関に増値税一般納税人認定を申請することができ、税務員は納税人が一般納税人の条件を満足しているか事実を確認した後、「増値税一般納税人申請確定表」書類標準を通して、納税人を正常な一般納税人として認定する。納税人が一般納税人の条件を満たしていない場合、一般納税人の資格を取消す必要があり、申請を拒否することができる。また、「増値税一般納税人資格申請審査批准取り消し」書類標準を通し、納税人補習着一般納税人資格を取消す。助言期間を延長する必要がある納税人については、納税人を再度助言期間一般納税人として認定することができる。

操作フロー：

- 1、「増値税一般納税人資格申請批准表取り消し」標準において助言期間一般納税人の資格取消しを支持する。助言期間が6ヶ月過ぎた後、一般納税人条件を満たさない納税人は、当該標準を通してその助言期間一般納税人を取消す。
- 2、助言期間を延長する必要がある一般納税人については、再度「増値税一般納税人申請認定表」を使用して助言期間一般納税人として裁定することを許される。

(四) 正常一般納税人への移行管理

- 1、税務員は助言期間が終了し正常な一般納税人に移行する税種を裁定するとき、書類要求及び納税人の実際経営状況に基づきその単独の増値税専用発票最高発行金額、毎月の発票所持最高数量を確定する。
- 2、管理部門は裁定結果に基づき「増値税一般納税人逃亡報告表」標準において増値税一般納税人の逃亡ユーザー情報を記録する。